(令和3年2月12日制定)

高梁の魅力を発信!「高梁 ist」登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の関係人口の拡大を図ることを目的として、高梁 ist (たか はしすと) の登録制度(以下「本制度」という。) を実施することに関し、必要な事 項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 高梁 ist 市内在住者又は県内外で活動若しくは生活する本市出身者及び本市 にゆかりのある者等で、高梁の魅力を全国に発信し、本市をアシストするため、第 5条の規定に基づき市長が登録した者をいう。
 - (2) SNS インターネットを通じて趣味・趣向の近い人たちとコミュニケーションを取り、及び人間関係を構築することのできるオンラインサービスのことで、LINE、Facebook、X、Instagram 等をいう。
 - (3) 高梁 ist メール 高梁のPRに資するイベント、商品等の案内、市内のニュース等を定期的に配信するメールのことをいう。
 - (4) 高梁 ist 名刺 本市の観光地の画像が入ったオリジナルの名刺のことをいう。 (対象者)
- 第3条 高粱 ist の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 本制度の趣旨に賛同し、ボランティアとして適切に活動ができること。
 - (2) 高梁市暴力団排除条例(平成23年高梁市条例第35号)第2条に定める暴力 団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(活動内容)

- 第4条 高梁 ist は、次の各号に掲げる活動を行う。
 - (1) 高梁のPRをするときに高梁 ist 名刺を配布する。
 - (2) SNS等で高粱の魅力と市内情報の発信を行う。
 - (3) 本市の課題に対して提言及び提案を行う。

(登録)

- 第5条 高梁 ist として登録しようとする者は、高梁 ist 登録申請書(様式第1号)を 市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項の申請書を受けたときは、これを審査し、適当と認めた場合は、登録 を決定し、高梁 ist 登録証(様式第2号)を交付する。

(名刺の作成)

- 第6条 高梁 ist は、高梁 ist 名刺の作成に際し、別に定める様式により申込みを行う ものとする。
- 2 高梁 ist 名刺の作成に係る費用のうち、印刷代に係る実費分については、高梁 ist 本人がこれを負担する。
- 3 高梁 ist 名刺の増刷が必要な場合は、第1項の様式により再度申込みを行うものと する。

(活動の制限)

第7条 高梁 ist は、高梁 ist の活動以外の目的のために高梁 ist 名刺を配布し、又は SNS等において高梁 ist の名称を利用してはならない。

(登録の取消し)

- 第8条 市長は、高梁 ist が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
 - (1) 高梁 ist 本人から登録取消しの申出があったとき。
 - (2) 高梁 ist 本人と連絡が取れなくなったとき。
 - (3) 第3条に掲げる事項に該当しなくなったとき。
 - (4) 前条の規定に違反したとき。
 - (5) 虚偽の申請等が判明したとき。
 - (6) 前4号に掲げるもののほか、高粱 ist としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 高梁 ist の登録を取り消された者は、速やかに高梁 ist 登録証を市長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月23日告示第125号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月6日告示第96号)

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。